

一日より入職當時より大正十四年一月迄通用シ大正十四年一月十八日より以降ハ十四日迄ノ外一ヶ月ニ對シ半日分ヲ支給スルニト
 一ヶ月皆勤者ニ對シテハ一日分ノ日給ヲ支給スルニト
 右及申(通)報矣也

下
 情報課長
 券後第二六一號

大正十四年二月二十四日

警記課監 太田政雄

内務大臣若槻禮次郎殿 成二七十七名

社会局長官長岡隆一郎殿 復員四百六十九名
 東京地裁裁判所検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名

京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名
 京都地裁検事正殿 復員九百七十九名

守谷御器製作所 奉議 同スル件 (第一報)

本所は前川所より支給し守谷御器製作所(株)に
 之於テハ職工七十七名ヲ使役シ御器ノ製作ヲ業トシ右
 リタルノ全工場ハ復業確乎ナル職工待遇並ニ故済ノ

14.2.27
 第714号